

ボ-入支給日12月10日
差額支給日1月8日

4月からの2%カットを
阻止しよう!

泉北教育

NO.1989 2014.12.8.
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

和泉市教委 教職員を経験した委員がゼロに

和泉市教育委員会の馬越

かよ子委員長（元府立高校校長・元市教育長）の委員としての任期満了にあたり、新教育委員として、藤原安次氏（市顧問）の任命に同意を求める議案が和泉市議会に提案されました。

藤原安次氏は元大阪府部長で、堺市副市長を経て、和泉市顧問となった行政マ

ンです。同意されれば教育委員6名のうち、藤原明教育長（元市長公室長）を含めて2名が行政マン出身と

なります。

残り4名は、弁護士（保

護者代表）、歯科医師、会

社役員、桃山学院大教授で

すから、小中高の教職員を

経験した委員はゼロとなり

ます。これは、かつて最低

1名は、和泉市の小・中学

校に勤務経験のある委員が

存在したことを考えれば、

異常な事態です。

今でさえ、校長を含む現

場教職員の声を聞かない教

育委員会が、ますます学校

から遠い存在になってしま

うのではないのでしょうか。

教育委員会制度 改悪の尖兵？

「地方教育行政法」が改

悪（左上）改悪された中心

点（参照）され、来年4月

から施行されます。12月市

議会には、その説明資料も

示されましたが、移行パター

ンに、来年3月31日に現

教育長が辞任し、4月1日

から新制度の教育長が就任

する。例が示されています。

には現教育長の任期

（3年）満了後移行の例も

示していますが、他の市町

が現教育長の任期満了後の

移行を言明していますから、

この点でも和泉市が改悪制

度の尖兵となる危険性があ

ります。

改悪の歯止め 文科省通知

「首長による教育行政へ

の政治支配強化」を目的と

した法改悪ですが、その歯止めとなるのが、7月17日付「文部科学省初等中等教育局長通知」で、首長と教育委員会に対して発出されています。

首長と新教育長の暴走をストップする歯止めとなる内容は左記の通りです。加えて教育委員会に対し「透明化」や「公開性」を求めていきたいと思います。

〈改悪された中心点〉

国と首長による地方教育行政への政治支配の強化へ

①首長が教育に関する総合的な「大綱」を、国の教育振興基本計画を参照して定めること

②首長と教育委員会で構成される「総合教育会議」を、首長が設けること

③教育委員長を廃して、首長が直接任命する新「教育長」が教育委員会を代表すること

〈改悪の歯止めを生かそう〉—文科省「通知」(7/17)より—

①教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、新「教育長」は教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない。

②首長が、教育委員会と調整のついていない事項を「大綱」に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではない。

③教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項

の執行については、教育委員会が判断するものであること。

④総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないこと

⑤教育委員会の審議に地域住民の民意を十分に反映させ、活性化させること、教育委員会の透明化や、総合教育会議も含め、公開性の向上が求められる。

【訂正】前号（1988）の府労組連秋季年末闘争「主な結果」で部活動手当「3,0000円」とあるのは「3,000円」の誤りです。

「集団的自衛権」の行使反対。教え子を再び戦場に送るな。